

# 日本高専学会「研究奨励賞」規程

各高専に所属する学生の研究意欲向上および全国高専の発展のため、特に優れた研究活動を行ったと認められる専攻科生を表彰すべく、日本高専学会奨励賞の中に「研究奨励賞」を設ける。なお、当賞の授与は、当規程により行う。

## 1. 表彰対象

- (1) 表彰対象は、高等専門学校に在籍する専攻科生とし、毎年度、若干名を表彰する。なお、表彰は学生個人に対して行うものとし、団体に対しては行わない。また、授賞者には、賞状と副賞を授与する。
- (2) 審査においては、専攻科生の「特別研究」に関わる研究内容および関連論文等に関し、全般的な評価を行う。なお、研究業績のみならず、人格的に優れていることも評価の対象とする。

## 2. 推薦方法

当賞への推薦は、関係する高専教員からの推薦によるものとし、専攻科生本人からの申請は認めない。なお、推薦教員は、以下の書類等各1部を、定められた期日までに学会事務局に提出する。

- (1) 必要事項を記入した所定の申請書（様式1：日本高専学会「研究奨励賞」推薦書等一式）
- (2) 推薦する研究テーマに関連する論文および関連文書等（日本語以外の論文には500字以内の日本語の要約を付けること。）
- (3) これらの提出物をPDFファイル（「様式1」については元のワードファイルも含む）として納めたCDまたはDVD

## 3. 審査基準

審査においては、次の観点において、該当する項目が多いものほど望ましいと評価する。なお、審査は表彰選考委員会による「第一次審査」および「第二次審査」を中心に行うが、詳細については、細則として別に定める。

- (1) 主要な研究内容が、論文の形で国内外の学協会誌に掲載されている筆頭著者で

あることが望ましい。

- (2) 主要な研究内容が、口頭発表等の形で国内外で発表されている(筆頭発表者であることが望ましい)。
- (3) 研究の成果が特に英語で発表されており、国際的な周知が図られている。
- (4) 学生が人格的にも優れており、研究の成果を地域社会や産業の発展に役立てようと心掛けたり、高専の発展および評価の更なる向上に寄与している。

#### 4. 日程等

- (1) 11月初旬に、募集規程等を全国の高専に送付すると共に、学会誌第4号に同内容を掲載する。また、メールマガジン等により、周知を図る。
- (2) 1月中旬に、申請の締切を設定する。なお、提出書類等は期限必着とする。
- (3) 2月上旬までに、第一次審査を行う。
- (4) 2月中旬までに、第二次審査等を行い、授賞者を決定する。
- (5) 3月初旬に、各高専の推薦者宛に、賞状と副賞を発送する。
- (6) 3月中旬から下旬に行われる専攻科修了式等において、授賞者への当賞授与の伝達が行われることが望まれる。

#### 5. 結果の公表等

学会誌第2号において、審査結果等に関する報告を行う。

付則 この規程は、平成26年8月29日から施行する。

この規程は、平成27年5月17日から施行する。